

広島県教育委員会訓令第4号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する等の訓令

(職員の旅費の支給に関する規程の一部改正)

第一条 職員の旅費の支給に関する規程(昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに技術員の給与に関する規程(平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号)第二条に規定する技術職給料表」を削る。

別表第一技術職給料表の欄を削る。

(技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び技術員等の退職手当の支給に関する規程の廃止)

第二条 次に掲げる教育委員会訓令は、廃止する。

一 技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令(昭和六十一年広島県教育委員会訓令第二号)

二 技術員等の退職手当の支給に関する規程(平成二十一年広島県教育委員会訓令第六号)

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。